# 意見募集要領

## 1 意見募集対象

次の省令、告示等の改正案等について意見募集を行います。

- (1) 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)
- (2)無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)
- (3)無線機器型式検定規則(昭和36年郵政省令第40号)
- (4) 周波数割当計画 (平成 24 年総務省告示第 471 号)
- (5)電波法施行規則第11条の5第2号の規定に基づく総務大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件(昭和61年郵政省告示第221号)
- (6)電波法施行規則第28条の5第1項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件(平成4年郵政省告示第91号)
- (7)電波法施行規則第28条の5第4項の規定に基づく船舶の入港中に定期に行う義務船舶局 等の無線設備の点検の方法を定める件(平成4年郵政省告示第61号)
- (8)電波法施行規則第12条第6項の規定に基づくインマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件(平成5年郵政省告示第301号)
- (9)無線局運用規則第42条第2号及び第43条の2第2項の規定に基づく常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件(平成5年郵政省告示第302号)
- (10) 無線機器型式検定規則別表第1号及び別表第2号の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件 (平成7年郵政省告示第657号)
- (11) 無線局免許手続規則別表第2号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコードを定める件(平成16年総務省告示第859号)
- (12)無線設備規則第 14 条第 3 項等の規定に基づくインマルサット携帯移動地球局の無線設備 の技術的条件を定める件(平成 17 年総務省告示第 1226 号)
- (13) 無線設備規則第 14 条第 3 項等の規定に基づくインマルサット船舶地球局等の無線設備の 技術的条件を定める件(平成 17 年総務省告示第 1227 号)
- (14) 電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号)

# 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] ( $\frac{http://www.\ e-gov.\ go.\ jp}$ ) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ( $\frac{http://www.\ soumu.\ go.\ jp}$ )の「報道資料」欄に掲載するとともに、担当課窓口において閲覧、配布することとします。

### |3 意見の提出方法|

様式の意見書に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: maritime\_atmark\_ml. soumu. go. jp

(スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として 提出してください。(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3)郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は次のとおりです。

〇記録媒体: CD-R、DVD-R

- ○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合せください。
- 〇光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた光ディスク等は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## 4 意見提出期限

平成27年11月30日(月)17時(郵送の場合は同日必着)

### 5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](http://www.e-gov.go.jp)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課にて配布します。

ご記入いただいた氏名 (法人等にあってはその名称)、住所 (所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名 (法人等にあってはその名称)、やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課 宛て

> 郵便番号 住所(ふりがな) 氏名(ふりがな)(注1) 電話番号 電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集」に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

(短辺)

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

長辺